

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）19

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794

愛知大臣ブリーフ用ペーパー

北米課長
付録

外務省
秘
録
科

8月6日 米付録

新大臣に対するアソシエイト案件

8.11.28

アソシエイト

1. ニクソン新政権と日米関係

下田野村
(中子) 氏
日米交渉

2. 安保条約関係

(1) 11月13日 1970年問題

(2) 基地問題

(3) 原子力軍艦寄港

(4) 安全保障協定委員会

(5) 安全保障協定

3. 沖縄問題

(1) 施政権返還問題

(2) 当面の問題

(3) 新主席と今後諸問題

(4) 日米琉球諮問委員会

(5) 一体化施策

4. その他日米関係事項

GA-6

外務省

(1) 7月日米貿易経済合同委員会

(2) 太平洋信託託管地域諸権利問題

(3) 航空問題

(4) 漁業問題

(5) 科学医学協力その他

5. 日加関係

7月5日 日加関係委員会

GA-6

外務省

ニクソン新政権と日米関係

米國はわが國にとつて最大の友邦であるが、米國にとつてもわが國はアジアにおける最も重要な友好國であり、兩國間の關係は相互信頼と協力の基礎の上に築かれている。日米兩國はともにアジアの安定と平和の確保を外交の基本目標としているので、卒直に意見を交換しつゝ協力し合つて行くのが当然である。この考え方は、米國では今日に至るまで民主、共和兩党を通じて超党派的に支持されてきたのである。ニクソン新政権の登場によつても、このよりの米國の対アジア政策、あるいは対日政策の基本は變らなまいと思ふ。わが國としては新政権とも緊密な接觸をはかり、相協力して二國間の諸懸案を解決するとともに、アジア及び世界の安定と平和のために寄与したいと考ふる。

安保条約及び基地問題

安保条約最初の十年の固定期間は一九七〇年に満了するが、七〇年以後もこれを堅持する考である。

安保条約に基づき米軍の使用する施設・区域は、日本の安全に直接寄与し、また日本の安全と不可分の極東の平和と安全に重要な役割りを果している事実にかんがみ、同条約の目的達成に遺憾をからしめるより常にその円滑な運用に意を用いることは当然であり、特に基地問題など直接周辺住民に与える影響の大きい問題については、基地周辺住民との摩擦を最少限にとどめるより日米双方の理解の上で合理的解決をはかるべく一層努力する考である。

沖縄問題

昨年山佐藤・ジ・ンソン共同声明の基礎の上になつて沖縄施政権返還の早期実現のために米國政府と積極的に結合つて行く決意である。ニクソン氏も昨年の日米首脳会談の成果を尊重する旨述べており、米國の政権交替によつて沖縄問題に対する米國の政策に変更はないと考ふる。

施政権返還後の基地のあり方については、國際情勢の推移、軍事技術の進歩、世論の動向等を考慮しつつ慎重に検討して行きたい。

政府の対沖縄施策は、歴代次期主席になつても變ることはない。政府は新主席が建設的な施策を進めることを期待しつつ、当面沖縄、本土間の格差是正を含む一体化の促進、沖縄住民の自治の拡大と福

祉の向上を通じ、その不満の解消に努力して行く所存である。

原潜、日五二等の問題について、現地住民の不安を解消するより米國政府の努力に期待するとともに、琉球政府の意向も勘案して事態の推移を見守つて行きたい。

回 章

昭和43年11月30日

各局(部)長 殿

官房総務参事官

新大臣に対する懸案事項(緊急案件とは別)のブリーフィング用資料として下記事項につき各局(部)別にとりまとめるうえ、2月2日(月曜日)中に当室までご提出下さい。

なお、形式は国会答弁用(一問一答式縦書き)とし、事実関係及び背景等については、ブリーフィングの際各局(部)長より口頭にて説明して頂くこととします。

記

I. 米関係

- ✓(1) 原子力軍艦寄港 (アメリカ局)
- (2) 安全保障協議委員会 "

(3) 沖縄問題 (アメリカ局)

- 103
- (a) 新主席と今後の諸問題 "
 - (b) 日米琉諮問委員会 "
 - (c) 一体化施策 "

(4) ミクロネシア請求権問題 "

✓(5) 航空問題 "

(6) 漁業問題 "

(7) 日米貿易合同委員会 "

(8) 日加閣僚委員会 "

II. アジア関係

(1) 朝鮮関係

(a) 北鮮の動き (アジア局)

(b) 北鮮向け工作機械輸出 (経済局)

(c) 在日韓国人の法的地位及び教育問題 (アジア局)

(2) 中国関係

(a) 中共に逮捕された13名の問題 (アジア局)

(b) 対中共貿易(牛肉輸入、吉田書簡等) (経済局)

(3) ヴィエトナム関係 (アジア局)

(a) 南越の政情及び軍事情勢 "

(b) ニクソンとヴィエトナム政策 "

(c) ヴィエトナム援助 (経協局)

(d) わが国の休戦監視機構参加 (アジア局)

Ⅲ、欧州関係

(1) ソ連関係

(a) 中間交渉(主として領土問題及び安全操業) (欧亜局)

(b) シベリア上空開放交渉 "

(c) 日ソ漁業条約改定問題 "

(d) 日ソ文化協定締結交渉 (文化事業部)

(e) 日ソ化学技術協定締結交渉 (欧亜局)

(f) 日ソ貿易及びシベリア開発協力 (経済局)

(g) 総理訪ソ問題 (欧亜局)

(h) 墓参問題 "

(2) 大洋州関係

日豪漁業協定締結問題 (欧亜局)

(3) 主要来訪者関係(キージンガー、ゴートン、バルトリング等) "

Ⅳ、国連関係

(1) 非核保有国会議のフォローアップ (国連局)

(2) 国際司法裁判所立候補問題 "

(3) ECAFE閣僚会議 "

Ⅴ、経済関係

(1) SDRと国際金融問題 (経済局)

(2) 資本自由化 "

(3) 特惠問題 "

(4) アジア諸国との貿易不均衡問題 "

Ⅵ、経済協力関係

(1) 経済協力の現状と条件緩和 (経協局)

執
無期限

新外務大臣ブリーフィング
用資料

昭43/1.28
欧亜局長英連邦課

1. 日・英定期協議（基本重要事項）

日英大臣レヴェル定期協議は先に第6回協議が本年1月東京で開催され、次回第7回協議はロンドンで開催されることになっているところ、従来の年1回開催の慣例にもかんがみ、例えば明年前半の然るべき時期にこれを開催しうるよう諸般の準備を進める必要がある。なお、本年7月三木大臣は日仏定期協議出席の途次ロンドンに立寄りスチュアート外相との間に実質的な協議を行なっているため、開催時期を決定するにあつては右事実も考慮する必要がある。

欧亜局長英連邦課
用資料として作成した。

2. 日英漁業協定締結問題（懸案事項）

濠州の1/2漁業専管水域設定（昭和43年1月30日）に伴い、右漁業専管水域内でマグロはえなわの実質的な実績を有するわが国はこれを確保すべく本年1月より2回にわたり濠州政府と交渉を行なつたところ、最近妥結し去る1/1月27日キャンベラに於て日英漁業協定の署名を行なつた。批准書の交換については、次期通常国会の承認を得て明年中頃までにはこれを行ないうるよう準備中である。

なお、同協定署名直前（1/0月）に至り在京米國大使館はわが方に対し沖繩漁船をして同協定の利益に均霑せしめることにつき非公式に申入れてきたが、濠州近辺における沖繩

漁船の操業の事情及び法律上の問題（交渉権の委譲及び日本政府が米國政府の管轄下にある沖繩漁船による同協定の遵守を確保するための手段云々等）を検討すべき問題があつた上に、この段階に至り新たに沖繩漁船の問題を豪側提起すれば既に妥結した協定の成立に悪影響を与えると判断されたので、同協定はそのまゝの形で署名した経緯がある。最近米側が豪側に接触したところによれば、豪側は日豪漁業協定の枠内で沖繩漁船が「日本漁船」として出漁することを承認することにつき異議はなく、また豪州の国内世論への配慮からも本件問題は専ら日米間の問題として処理すべき旨示唆した趣があるので、目下日米間において具体的な解決策につき鋭意検討中

である。

3. ゴートン豪州首相の招請問題（懸案事項）

わが方は最近における日豪関係の緊密化にもかんがみ、同首相の就任（本年ノ月）以来できる限り早期に本邦を訪問するよう招請しているが、先方は訪日につき原則的に受諾しつつも首相就任後日も長く国内的に多忙な事情もあり未だ具体的な訪日時期について回答越すまでには至っていない。

秘 極
無 期 限
6 部 の 内
6 号

安保条約に関する当面の問題

昭和四三、一二、一
アメリカ局長

一 いわゆる一九七〇年問題

安保条約最初の十年の固定期間満了を迎える一九七〇年の措置としては、条約の自動継続が最も適当と考えられるところ、いわゆる一九七〇年問題については、基本的に次の諸点を考慮して行くべきであると思われる。

一 固心安全保障は自衛力漸増を中心とする自主防衛を主体とし、安保条約は現在の国際環境において、自主防衛を補完する手段たるべきこと（従来は、とかく安保条約を先行せしめ、自衛力漸増はこれに従たらしめる態があつた。）。

2 いかなる安全保障政策をとるかはその選択の問題であり、わが國は相対的に最も強豪。かつ、有利なる手段として安保体制をとることなること（従来はとかく米國の選択に押流されていくという感じを与えがらであつた。）。

3 安保条約は戦争抑止の効果を挙げてもたゞであり、米國の「センス」が戦争を誘発することの議論は逆であることを明らかにすること（従来はとかく安保条約は日本を戦争に捲き込む危険があるが、事前協議が「歯止め」となるから大丈夫であるという印象を与えがちであつた。）。

ニ 「極東条項」について

1 安保条約第六条は、「日本國の安全に寄与し、並びに極東におけ

る國際の平和及び安全の維持に寄与するため」米軍が施設区域を使用することを許される、としている。右第六条は、「日本及び極東の安全」のための基地使用の権利を認めるというところで、第五條の米國の日本防衛義務と対応する形となつてゐるが、「極東の安全」のために米軍の基地使用を認めることは日本を戦争に捲き込むものであるから、これを撤廃すべきである、という議論がある。

2 この議論は以下の理由で合理的でない。

(1) この議論では「日本の安全」が「極東の安全」と遊離して考へられているが、現実には「日本の安全」は、日本に対する外敵の侵攻を防衛することとともに、日本周辺の極東地域に安全を

確保することを必要としている。すなわち、安保条約は、米國が日本防衛の義務を負うと同時に、日本も「極東の安全」のため米軍の在日基地使用を認めているが、これをわが方からみれば、米軍の在日基地使用により極東の安全が維持されることにより、わが國の安全も確保されるということになるのである。

(四) 条約上米國が日本防衛の義務を負い、しかも米軍の日本の基地使用も「日本の安全」防衛のために限定される、ということでは条約関係は全く一方的となり、また自國の兵力を他國の防衛のみに専従させるために割くような國があるはずはない。米國が日本との提携を重視するが故にこのよりの条約関係を受購するであろうとの考え方は通用しない。

(五) 極東における米軍の存在が力の均衡を保持しており、現に多くのアジア諸國はソ、エトナム戦後の米軍のアジアからの撤退がアジアの平和と安全を危殆に陥れることを危くしている。アジア及び極東に展開している米軍の力自体本来防衛的、抑止的のものであつて、米軍の存在が極東の緊張を招来し、日本を戦争に捲き込むという考え方は逆である。

「駐留なき安保」について

「駐留なき安保」とは、安保条約における米國の日本防衛義務はこれを存続するも、平時における米軍の在日施設区域使用は無し、有事の際にのみこれを認めるという考え方と思われる。すなわち、安保条約を米國が一方的に日本を防衛する同盟条約にあら

ため、有事の際に在日基地使用に關しあらかじめ取決めを行なつておくといふことである。 (たとえば、民社党は「駐留をき安保」の主張とともに極東事項推進を唱えている。)

2 この方式には次のような問題がある。

- (1) 有事の認定は誰が行なうか。意見の不一致をどうするか。
- (2) 軍隊派遣並びにその規模等を誰が決定するか。
- (3) 有事とは日本のみか。極東の事態の緊迫を有事と認めるか。

3 これらの諸点に關しては、おそらく有事とは日本の有事であつて、認定は日本が一方的に行ない、米國は日本が要請すれば必ず軍隊を派遣しなければならぬといふ考へ方である。このよ

うな方式を米國が受諾すると思へることは全く非現実的である。他方上述のごとく、在日施設区域は日本を含む極東の安全のために使用されているのであつて、もし有事が「日本を含む極東の有事」であるならば、安保条約下の在日米軍配備の現状は、事實上「有事駐留」に近い姿であつて、寧ろ「有事駐留」を唱へるまでもないといへるのである。

四 基地問題

1 在日施設区域の線界

在日一四七施設区域の種別別を次に示す。

- (1) 軍港 一四
- (2) 飛行場 一〇

(イ)	弾薬庫及び倉庫	九及び一六
(ロ)	通信施設	三八
(ハ)	演習場	一三
(ニ)	兵舎住宅	二三
(ホ)	その他	二四

2 基地政策について

安全保障はまず自衛力を主体とし、安保条約等の手段は従たるべきものであるが、当面の極東情勢下において、日本及び極東の平和と安全のため米軍の抑止力を是とする立場に立つ限り、在日施設区域は日本を含む極東の平和と安全のために使用されることを是認する必要がある。この立場から、基地問題に対処する方策

としては次の諸点が挙げられよう。

(イ) 在日施設区域の所要規模を決定するものは、日本を含む極東の平和と安全のための自衛隊及び米軍の活動規模である。よつて自衛隊及び米軍間において、従来欠如せる作戦面を含む連携協力を密にし、戦路上の変更、軍事技術の進歩も考慮しつつ、在日基地の規模、並びに個々の基地の評価を怠らざることとする。

(ロ) 右の前提の下に、自衛隊を漸進的に強化して極力施設区域を自衛隊が米軍より引継ぐこととし、同時に米軍に対し必要に則し自衛隊施設の共同使用を認めることとする。

(ハ) 今後通信施設の重要性はますます大きくなるとみななければな

らぬ。また弾薬、燃料等の輸送手段の確保も重要な防衛力の
一環であり、これが対策を確立する必要がある。

④ 領須賀、佐世保のごとく第七艦隊の根拠地たる軍港、若干の
空軍基地、並びに将来沖縄施政返還後の嘉手納飛行場、那覇
第二補給司令部のごとき、極東の安全のための要衝に関しては、
別途長期対策研究の要あるべし。

⑤ 基地周辺の諸対策については、国及び地方庁相協力し、十分
の予算的準備も整えて、摩滅を最少限に止めるより施策を講ず
るとともに、基地問題に関する広報活動を適せず徹せず続ける
必要がある。

沖繩返還問題の進め方について

昭和四三、一二、一
アメリカ局長

一 沖繩返還問題は、客年十一月の日米会談において両政府間の話し合いの対象とされることとなつた次第であるが、本件経緯次のとおり。

客年七月十五日の外務大臣・米大使会談において、大臣より、沖繩の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖繩への適用上生ずべき問題につき日米間において検討方提案し、九月大臣訪米の際國務長官に対し、沖繩問題について従来いけば極東情勢の変化待ちといふことから一歩を進め、返還を可能ならしめるよりの基地の地位を探索するとの見地より、前記二点を検討すべき旨を説き、降つて十一月の日米会談に於て、「沖繩の地位につ

秘 無期限
6部の内
6号

て共同かつ継続的な検討を行ふことに合意した。

2 前記七月の外務大臣・米大使会談の前後において、基地の地位に關し事務的に種々米側と話合つたが、米側は、問題は沖繩の基地がその軍事的役割りを果たすため「最少限」いかなる程度に自由を与えられるべきかといふことではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖繩の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米國はこの判断に適應して行かなければならぬ立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にまで入りえずに終つてゐる。

3 九月の外務大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起した

のに対し、米側は、(1)米国は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない(國務長官)、(2)問題は極東の安全のため核の行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(3)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるということ(核基地のオプション)が必要である(國務長官)、(4)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、(5)日本の選択の問題である(國務長官、国防長官)、等の見解を示した。

4 以上の経緯より明らかになると、米側は、戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかの考え方を示さない限り、「

統的検討」を実質的に進める手掛りがないとの立場をとっており、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとり続ける限り、たとえば在沖繩基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に応ずることは期待し難い。

3 かくして施政権返還を目標として「統的検討」は、爾來実質的進展をみていないが、特に次の事情を考慮すれば、その具体的促進を図る時期になつてゐると考えられる。

1 日米共同声明において、「一兩三年内に返還時期の目途をつける」という総理の強い意図が記録されていること。

2 在沖繩基地運営上の問題は逐次困難の度を加えて行くと思はれ、日米両政府は施政権返還問題に本格的に対処せざるをえない

状況になつて行くと考えられること。

3 安保条約のいわゆる一九七〇年問題との関連において、国内において沖縄問題についてより具体的な政府の方針の表示を迫られるであろうこと。差当つては明年通常国会における施政方針演説はじめ、国会論議における態度をかためおく必要がある。

4 さらに夏頃日米閣僚会議を予定し、秋以降総理訪米を計画するとすれば、沖縄問題について実質的にきわめて重要な討議を行なうといふことになければならぬこと。

5 沖縄返還問題は、基本問題についての政治的決断なくしては、米側との間に予備的な話し合いをこれ以上試みるとしても容易に進展を期し難い。すなわち、返還問題の核心は、返還後に存続すべき地位

にあるが、これに加え、返還後の沖縄自体の防衛に関してわが方として所要の措置をとり、また基地問題に対処するため治安その他広い範囲で十分の用意がなければならぬ。沖縄問題は結局わが国の防衛姿勢の問題にもなるが、「基地の地位」については、ゆ有事に際しての核のオプション、並びに戦闘作戦行動のための自由使用について、わが方の基本的態度を固める必要がある。

沖縄返還問題について

昭和四三。一二。六
アメリカ局長

沖縄返還を實現して行くについては、返還後の日本を含む極東の安全保障に関し、日米間に基本的な見解の一致が必要である。この見地より次の諸点が問題となるであろう。

1 沖縄の防衛

沖縄自体及び隣接水域の防衛に関し、自衛隊配備を含む具体的な計画を準備する必要がある。

2 日本を含む極東の安全のため米軍の基地使用

この問題の基本は、極東の安全確保のため米軍がいかなる役割りを果たすことがわが国にとつて最も有利であるかという判断にある。具体的には核兵器及び戦闘作戦行動のための基地使用の取扱

秘 限
無 期
8 部の内
8 号

いに帰着するが、これらの点については、抽象的に「本土並み」か否かと論ずるに止まらず、極東の情勢を背景として現実的に検討する必要がある。

3 返還後の安定性確保

いかなる返還取極めも爾後の安定性を維持する見通しがなければ本来の目的に背反する結果となる。もとよりこれは安保体制自体の問題に帰着するが、特に沖縄に関しては治安確保、基地対策についてあらかじめ十分の準備が必要である。

高 公
裁 信
案 案
(乙)

外
務
省

大 臣 外 務 省 長 官 印

大 臣 外 務 省 長 官 印

大 臣 外 務 省 長 官 印

大 臣 外 務 省 長 官 印

大 臣 外 務 省 長 官 印

大 臣 外 務 省 長 官 印

極秘

沖繩返還と米國がアジアに於いて締結している
安全保障条約との關係

一 返還前における沖繩とこれらの条約との關係

(4) 沖繩は、アンザス、米比、米韓、米華條約上その「条約地
域」(いすれの締約国もその地域に於いて他方の締約国に対し
て行なわれた武力攻撃を自國の平和安全を危うくするものと認
め、共通の危険に対処するより行動することとなつてゐる地域)
に含まれてゐる。(注)したがつて、沖繩に対し武力攻撃が発
生した場合には、オーストラリア、ニュー・ジラランド、フィ
リピン、韓国及び國府は、それぞれの条約に基づき行動を執る

義務を米國に対し負つてゐる。

(注) アンザス条約

「太平洋にある締約国の管轄下に
ある諸島」(第五条)

米比条約

アンザスと同一

米韓条約

「現在それの行政的管理の下
にある領域」(第三条)

米華条約

「アメリカ合衆國に於いては、そ
の管轄の下にある西太平洋の諸
島」(第六條)

(4) 東南アジア集團防衛條約上、沖繩は、その「条約地域」に含

まれてゐないので、右のような關係は生じない。(注)

(注) 東南アジア集團防衛條約

「東南アジアの全般地域(ア
ジアの締約国のすべての領土を
含む)及び西南太平洋の全般地域
(北緯二十一度三十分以北の太平
洋地域を除く。)」

(4) 東南アジア集団防衛条約を含め、これら五。条。約。上、米。國。に。と。つ。て。の。相。手。方。締。約。國。に。對。し。条。約。地。域。で。武。力。攻。撃。が。発。生。し。た。場。合。に、米。國。が。在。沖。繩。米。軍。及。び。基。地。を。こ。れ。ら。相。手。締。約。國。の。援。助。の。た。め。使。用。す。る。こ。と。は、米。國。の。自。由。で。あ。る。

二 返。還。後。に。お。け。る。沖。繩。と。こ。れ。ら。の。条。約。と。の。關。係

(4) ア。ン。ザ。ス。及。び。米。比。条。約。上。は、返。還。に。よ。り。沖。繩。自。体。は、条。約。地。域。か。ら。は。ず。れ。る。が、沖。繩。に。あ。る。米。軍。に。對。す。る。武。力。攻。撃。は、依。然。と。し。て。条。約。発。動。原。因。と。な。る。(注)な。お、こ。の。点。は、現。在。に。お。け。る。在。日。米。軍。に。對。す。る。武。力。攻。撃。の。場。合。と。同。じ。し。た。が。つ。て、右。米。軍。に。對。す。る。武。力。攻。撃。(實。際。上。は、わ。が。施。政。權。下。に。あ。る。沖。繩。に。對。す。る。武。力。攻。撃)が。発。生。す。れ。ば、オ。ー。ス。ト。ラ。リ。ア、ニ。ュ。ー。・。ヅ。

ー。ラ。ン。ド。及。び。フィ。リ。ピ。ン。は、そ。れ。ぞ。れ。の。条。約。に。基。づ。き「共。通。の。危。險。に。對。処。す。る。た。め。の。行。動」を。執。る。義務。を。米。國。に。對。し。負。う。が、こ。れ。ら。諸。國。が。現。實。に。沖。繩。に。來。援。す。る。か。否。か。は、沖。繩。に。對。し。主。權。を。行。使。し。て。い。る。わ。が。國。の。意。思。い。か。ん。に。よ。る。

(注) 「い。ず。れ。か。の。締。約。國。に。對。す。る。武。力。攻。撃。は、
太。平。洋。に。お。け。る。同。國。の。軍。隊、公。船。若。し。く。は。航。空。機。に。對。す。る。武。力。攻。撃。を。含。む。も。の。と。み。な。さ。れ。る。」(第。五。条)

(4) 米。韓。及。び。米。菲。条。約。上、沖。繩。は、返。還。に。よ。り。条。約。地。域。か。ら。は。ず。れ。る。(他。方、ア。ン。ザ。ス、米。比。に。お。け。る。こ。と。き「軍。隊」等。に。對。す。る。武。力。攻。撃。を。含。む。と。す。る。規。定。も。な。い)。し。た。が。つ。て。沖。繩。な。い。し。在。沖。繩。米。軍。に。對。し。武。力。攻。撃。が。加。え。ら。れ。る。こ。と。が。あ。つ。て。も、こ。れ。ら。二。条。約。が。発。動。さ。れ。る。こ。と。は。な。い。(こ。の。点。は、現。在。に。お。け。る

本土ないし在日米軍に対する武力攻撃の場合と同じ)もし、かりに韓国軍又は国府軍がわが國(沖縄)に來侵する場合は法律上あるとすれば、それは、國連がかかる武力攻撃を平和の破壊又は侵略行為と認定して集団保障措置を執り、これに韓国又は國府が参加した場合であるか、又はこれら諸國による集団的自衛権行使につきわが國とこれら諸國との合意が成立している場合である。(もつとも、國府については、一九五四年十二月一日付米韓間交換公文により、台湾、澎湖島における防衛力を實質的に低下させるよきな國府の軍隊の移動には米國の同意を要する。)

(4) 東南アジア集団防衛条約上は、沖縄ないし在沖縄米軍に対す

る武力攻撃は、(返還前同様)条約強動の原因とならない。

(4) 東南アジア集団防衛条約を含め、これら五^〇条約上、沖縄返還後米國にとつての相手締約國に対し条約地域で武力攻撃が発生した場合に、米國が在沖縄米軍及び基地をこれら相手締約國の援助のため使用できるか否かは、(米軍を沖縄から移動されることは自由であるが)在沖縄基地を職團作戦行動の強進基地として使用する形を執る限り、(安保条約上の事前協議の適用につき沖縄に關して特例的取扱いを認めることとなるか否か)これを認めない場合に個個の事前協議に於いて日本政府が同意を与えるか否かによる。(注)

(注) もつとも、(4)のいすれの場合にも、米國の行なり

べき援助行為と「極東の範囲」との関係が問題となる
こともちろんであり、この点では統一見解上、援助対
象国が韓国又は国府である場合には問題がないが、オ
ーストラリア、ニュー・ジブラント、東南アジア国防衛
条約当事国の場合には、「極東の周辺地域」として処
理することには無理があるろう。

三 なお、米華条約に因する前記米華間交換公文末段において、「兩
国の共同の努力及び貢獻の所産である軍事力は、相互の合意なく
して第六条に掲げる領域の防衛力を實質的に低下させる程度まで
その領域から移動しないものとする」と定められ、「第六条に掲
げる領域」とは、米國については、「その管轄下の下にある西太
平洋の諸島をいふ」と定められているところ、「沖繩は、第六条
に掲げる領域であるから、米國は、国府との合意なくして沖繩の

防衛力低下を来たすよりな沖繩からの米軍勢力の移動を行ないえ
ず、したがって、このよきな米軍勢力の移動を伴う沖繩返還には
国府の同意を要する」との態がある趣である。しかしながら、交
換公文の右の規定は、その前の部分で米國の立場から国府の一方
的決定による大陸反攻を懸する反面この部分で国府の立場から台
湾、澎湖島における米軍勢力の一方的撤収を禁じたものと考えら
れ、沖繩、グアム等米國管轄下の西太平洋諸島からの米軍勢力の
移動までも合意事項とした趣旨ではないと解される。このこと
は、右の規定が「兩國共同の努力及び貢獻の所産である軍事力
(Military elements which are a product of joint effort and contribution)」
と断わつてあることから明らかであると考えられ、前記の態は
当たらないものと認められる。

アジアにおける米國締結の防衛条約上の条約地域と沖繩

条約名	条約発動原因	条約地域限定	復旧前の沖繩	復旧後の沖繩
ANZUS 一九五二、九	「太平洋地域における締約国に対する武力攻撃を含む。一九五二、九、一、一に於ける武力攻撃」(第4条)	「太平洋地域に於ける軍艦、公船、航空機に対するものを含む。(第5条)」	「管轄下の諸島」	含む。 「太平洋に於ける軍艦、公船」
米比 一九五二、八三〇(第4条)	「現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に違法に置かれることになつたものと今後認めらるる領域に於ける、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃」(第3条)	「管轄下の諸島、太平洋に於ける軍艦、公船、航空機に対するものを含む。(第5条)」	含む。 「管轄下の諸島」	含む。 「太平洋に於ける軍艦、公船」

米華 一九五二、二	米韓 一九五二、一	米比 一九五二、八三〇(第4条)	米日 一九五二、一
「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に違法に置かれることになつたものと今後認めらるる領域に於ける、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)
「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に違法に置かれることになつたものと今後認めらるる領域に於ける、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)
「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に違法に置かれることになつたものと今後認めらるる領域に於ける、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)
「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)	「現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に違法に置かれることになつたものと今後認めらるる領域に於ける、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃」(第3条)	「西太平洋地域に於ける武力攻撃」(第3条)

S E A T O
一九五〇年

「いずれかの締約国」又は締約国が全員「南アソアの全般地域」
致の合意によつて「ソアの締約国のすべて」
来指定する「いずれかの領土を含む。」及び
の国若しくは領域に「西南太平洋の全般地
域」(北緯二十一度三十
分以北の太平洋地域を
侵略」(第4条)

ある西太平洋の諸島
○相互の合意によつて
決定されるその他の
領域(第6条)

「南アソアの全般地域」とは、「東含まず。
北緯20度は台湾の南
(沖縄、小笠原、日
本本土は条約地域外)

含まず。

極秘

極秘

再調査

総理の打会 43.12.7 米方

12月7日午前10時より2時迄 総理の打会を行つた。出席者 総理 大庭

待利吉房長友 村村副長友 次官 米等田局長 北条課長

1. 総理より 日東の資金の減少に伴つて其地が何故必要かか 一層重要なること

運量の増大 基礎が弱くなることは困るのではないか。この趣旨の発言あり

2. 「日東-在会を 格下の在会」は「日東、及か日東-在会を 格下の在会」と表現する等、「神

港の基礎は 新築台場等々のために日東の領土を侵食する」と云ふことなどなく、日東の在会

の減少に必要」と云ふ言ひの必要ありと

の指摺あり

3. 泡いど「豊田大正銀行の件 別添2 神港の基礎の地盤に2つ12」を朗読

第一項に付 総理より「その通り」と強ひるなり。第二項以下は2つ12は特定

問題に2つ12は2つ12はなかつたか、全作として反好なく。泡いど「資料1を

朗読。後が読んでから、123222資料を認からぬ。

4. 対米交渉に2つ12は。大庭より米方決と態度に着手すること。泡いど米方決2月

一時結束を充分強ふこと。泡いど「ソソ大庭便記に米人を派遣する(岸が

よいと思ふ) 可成り強付すること

43.12.27 大正74-7月
 記者名 1.大原 5.佐藤石松
 2.次名 6.大石正
 3.池田 7.高島
 4.野村 8.竹内
 9.松本
 10.千原

共同声明案

昭和四三、一一、二六

總理大臣と大統領は、日米兩國の相互信頼關係の神内で、沖縄の施政權返還問題の解決をはかるため、沖縄の地位について検討した。その結果、總理大臣と大統領は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政權を日本に返還する取極において満しうることに見が一致した。よつて、両者は沖縄の日本への復帰を日本及び日本を含む極東の安全を最も有効に確保しつつ、一九七二年末までに達成するための具体的な取極めに関し、兩國政府が協議に入ることと合意した。この協議は、沖縄の防衛の責任の多くを引受けるといふ總理大臣が表明した日本政府の意圖を考慮に入れるであらう。總理大臣と大統領は、日本及び日本を含む極東の安全保障を最も有効に

極 秘
 無 限 限
 10 号の内
 9 号

確保する必要を考慮しつつ、米國が沖縄において兩國共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づき施設区域として供与されることに意見が一致した。總理大臣と大統領は、沖縄の返還が友好的な話し合いにより行なわれることは、日米兩國の強い友好關係の証左であることに意見が一致した。

共同声明案

昭和四三、一二、二六

43. 12. 27
10 24-7P

總理大臣と大統領は、日米兩國の相互信頼關係の枠内で、沖縄の施政権返還問題の解決をはかるため、沖縄の地位について検討した。その結果、總理大臣と大統領は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還する取極において満しうることに見が一致した。よつて、両者は沖縄の日本への復帰を日本及び日本を含む極東の安全を最も有効に確保しつつ、一九七二年末までに達成するための具体的を取決めに關し、兩國政府が協議に入ることと合意した。この協議は、沖縄の防衛の責任の多くを引受けるといふ總理大臣が表明した日本政府の意圖を考慮に入れるである。總理大臣と大統領は、日本及び日本を含む極東の安全保障を最も有効に

秘 録
無 限
10 分の内
10 分

確保する必要を考慮しつつ、米國が沖縄において兩國共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づき施設区域として供与されることに意見が一致した。總理大臣と大統領は、沖縄の返還が友好的な場合ににより行なわれることは、日米兩國の強い友好關係の証であることに意見が一致した。

「本土並み」について

(1) 「本土並み」の主張は、(1)核持込みに対する国民感情の反撥、
(2)自由出撃は日本を戦争にまき込むという考え方、(3)沖縄を本
土と差別してはならないという主張、等を主たる根拠としてい
ると思われる。

(2) この主張はさらに対米交渉は「本土並み」をもつてわが方の
出発点とすべしとの主張を包含することは当然であるが、これ
は交渉は須く最大限を目標にして出発すべく、仮に最大限が獲
られなかつたとしても、最大限を目標に努力したということである。

秘
無期限
8部の内
1号

その結果が受諾し易くなるという考え方であると思われる。

二 返還交渉における「基地の地位」について

(1) 米國が日本を含む極東の平和と安全維持という観点から、純
軍事的には基地の「現状どおり」を最も望ましいとするのは見
易き理である。これに対してわが方の主張は、前記のとおり、
専ら政治的な理由からする「本土並み」である。

(2) 不幸にして返還交渉は「米國の主張する現状どおり」に対し
て、わが方が「本土並み」を要求するという形でとり上げられ、
従つて基地の「現状どおり」に対するなんらかの修正は米側の
譲歩であり、わが方がかちうべき交渉上の成果であるというふ
うに受取られているようである。

(5) 政府は従来より沖縄が日本を含む極東の平和と安全のため重要な役割りを果しているという認識を繰返し明らかにしており、返還後の沖縄の基地も、その必要な役割りを果せないように弱体化されてはならないという立場を公に示している。けだし、返還後の沖縄が日本を含む極東の平和と安全維持に必要な機能を引続き果しうるといことが、日本自身の国益の命ずるところであり、従つて、仮に日本を含む極東の平和と安全のため基地が「本土並み」以上の地位であることをより有利とし、ないしは必要とするということであるならば、そのような「本土並み」以上の地位は、むしろわが方からこれを米側に求めて納得させるべき事柄であり、米側がわが方の要求を無視した結果である

という性質のものではない。奥言すれば、客観的に日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄の基地は「本土並み」で十分であり、「本土並み」以上は逆に日本にとつて有害であることが明らかであるにも拘らず、米側がなんらかの理由により「現状どおり」ないし「本土並み」以上を主張して譲らないという場合にのみ、交渉は前記(4)のとき要求と譲歩の関係となるのである。

他に内政上有りといふこと

返還交渉におけるわが方の立場を固めることについて
(4) 事情右のごとくであるとすれば、わが方として、わが方の立場からみて基地の地位はいかにあるべきかの判断が重要である。しかるに、日本を含む極東の平和と安全維持のため、純軍事的

的に基地の地位がいかにあるべきかの問題は、現実には軍事的抑止力の主体を担っている米国の判断にまづべきところが大きく、わが方の見解は公平にみて評論家流の見解を出でることは容易でない。

④ 他方前記①の「本土並み」の主張の根拠はいずれも感情的な論議であり、軍事的な論議であり、安全保障確保の方途としての判断に基づくものではない。従つて仮にこのような主張のみで交渉に立向つて、米側から日本側の安全保障に対する見解いかんと置かれる場合に、「本土並み」以上の取決めを行なえば、内政上の混乱より基地の機能が妨げられるとか、ひいては基本的に日米関係に支障を及ぼす等の危険を指摘するとしても、多

かれ少なかれ米側からみたわが方の防衛姿勢に疑点を残す危険を免れないであろう。

⑤ さらに日本を含む極東の現在の平和と安全は力の関係の上に成立つており、一方の力を弱めれば他方もこれに應じて後退するということではなく、逆に一方の後退は他方の進出を意味するということにある。沖縄基地の現状の修正は、このような力の関係にいかなる影響を与えるかという点について日米間に十分の意思疎通を図る必要がある。すなわち、現状の修正により抑止力として純軍事的に弱化するということは、相手方にとつてはいわば思ひ盡であり、従つて日米間においては、何故に弱化するも差支えないか、あるいは弱化することをなによりよ

て補償しうるか、という問題について今後に誤解を残してはならないのである。

返還交渉の進め方について

返還交渉を進めるに当つては、前記の諸点を十分考慮しつつ、具体的な話の進め方としては、次の諸項目についてわが方の見解を説くこととしてはいかがかと思われる。

- (1) 施政権返還を實現することが日米關係全般からみて必要な時期にきていること。
- (2) 返還後の沖縄に常時核が配置されているということは、わが方として受諾困難なること。(従つて、返還實現の際には沖縄に核は現に配置されていないということをなんらかの形で明らかにすること。)

(3) 朝鮮半島等において事變勃発し、沖縄より出撃を要するとき事態においては、わが方も米軍の出撃を認める政治的責任をとる用意あること。

(4) 補給、通信等の面における沖縄基地の機能達成について、わが方は十分な支持を与えること。

(5) 沖縄自体の防衛についてわが方は責任を負うこと。

(6) 極東諸地域の平和と安全のため、わが方は種々の分野において積極的に貢献すること。

「本土並み」をもつて交渉の出発点とするや否やの問題は、前記のとおり実質的に意味のある問題ではないので、仮に右の

以上(1)(2)の各点、
好むに依り先般達成した事
以上(1)(2)の各点、
好むに依り先般達成した事

報 載
無 期 限
4 号
の内

1990 6274-7

一月十日大臣発言案

昭和四四、一、七
アメリカ局長

昨年末の会談において、沖縄施政権返還の時期及び条件に関し、
貴大使の見解を篤と承つた。大使離任に先立ち、本大臣の見解を述
べて国務省の要職に就かれる大使の検討を求めたい。

一 時期について

施政権返還の要望は今後ますます強くなるべく、殊に一九七〇
年を迎えて返還の時期につきなんらの見通しなしということでは、
政治的にきわめて困難である。よつて本年秋に総理が訪米し、時
期を取決めることとしたい。本大臣としてはこれを一九七二年中
とすることを期待する。

ごとき諸点について照合を行なう場合、国内においていかな
る説明ぶりを与えるやは別途考慮することとする。

以上の他、summary には
B-57? 指し、 B-57? は
るを言う。(基地を何処?)
B-57? - ad. Ck? B-57?

ニ 条件について

ウ 返還後の基地の地位については、国内において「本土並み」であるべしという強い圧力がある。殊に「本土並み」以上の条件の場合には、またまた沖縄を差別待遇するものであるとの非難を説得することはきわめて難しい問題である。政府はこれらの事実を念頭に置きつつ条件を決めて行かなければならぬ立場にあり、従つて条件はなるべく「本土並み」に近く、また「本土並み」以上の条件は暫定的であり、やがては「本土並み」に到達するのが目標であるとせざるをえない。

ロ いわゆる「自由使用」については、本土に関しては幸しくして今日までわが方が事前協議を受けるような事態は発生してい

ないが、沖縄に関しては、戦闘作戦行動のための基地使用及び核の問題につきさらに具体的に話合つて行く必要があると考へている。

イ 戦闘作戦行動のための基地使用については、朝鮮半島における戦闘再発のごとき事態を想定すれば、わが方としても当然かかる基地使用を認めることとなる。軍事的見地から、想定しうるいかなる事態において米軍が自由出撃を必要とするかにつき、より具体的な検討を試みることにより、わが方のとるべき政治的責任の内容もより明らかになるであろう。そのよき基礎の上に立つて意見の一致点を見出すことができるならば、これを対日本国内、対米国内、並びに対北京、平壤の観点から、

いかなる形にまとめるかは表現の問題になると思う。

(4) 核兵器の問題は、わが方からみれば自由出撃の問題よりも明らかに困難な問題である。段階的核抑止力についての貴大使の説明は理解しうるところであるが、核に関して「現状どおり」全く自由であるということでは、核に対する日本国民の特殊の感情からして到底日本国内を説得できないと思われる。他方仮になんらかの取決めを行なうとしても、わが方においては沖縄の現在の核兵器体系についての知識が欠如しており、また安保条約改訂交渉の際の本土のごとく、核の不存在を前提としないフォーミュラはなかなかむずかしいであろう。思うに核持込みについては、(1)中長距離ミサイル発射基地維持、(2)戦術的核弾

頭貯蔵、(3)核弾頭搭載艦船、航空機の立寄り、(4)核使用、等の問題があると考えられるが、これらの諸問題について、米側の軍事的立場から、極東全域の米軍配備体系の一環としての沖縄に関し、さらに米側の解明を求めたいと考えている。

(5) 条件の問題は、「本土並み」と「現状どおり」の間において日米双方が受諾しうるなんらかのフォーミュラを探求することに帰着する。本大臣はこの見地より、前記(4)につき米側と討議を重ね、総理訪米までになんとか結論をえたいと念ずるものである。

七月二日佐藤總理大臣内奏用資料

昭和四四、七、一
アメリカ局北米第一課

米国のニクソン政権が成立してすでに半年となつたが、政府は去る六月はじめに愛知外務大臣をワシントンに派遣してニクソン大統領以下米政府首脳と会談せしめた。ニクソン大統領は外務大臣に対して、自分は一九六〇年以降だけで六回も訪日しており、歴代のアメリカ大統領の中でも自分ほど日本やアジアの事情に詳しい者はいないだろうと述べて、わが国に対し非常な親しみを感じていることを明らかにしたが、わが国の最も重要な盟邦国である米国の大統領がこのように親日的な政治家であることは心強いことである。またニクソン大統領は外務大臣に対して、日本の協力をなくしてはアジア・太平洋地域の平和と繁栄は維持されないと、日米両国は互いに協力し合うべきで

北米第一課長

取扱注意

あるとの考え方を述べていたが、わが国としてもアジアの唯一の先進進国として国力及び憲法の許す範囲内で自主的にこの地域の安定と繁栄に寄与すべきことはいうまでもない。日米友好、協力関係の維持増進及びアジア・太平洋地域の平和と繁栄は日米両国にとつて共通の外交目標である。

このよりの関係にある日米両国の間で当面の最大の懸案となつてゐるのは沖縄の施政権返還問題であるが、これは日米両国が相対峙する利害関係に立つて争う性質の問題でなく、共通の努力により友好裡に話し合つて解決をみいだすという性質の問題である。先日の外務大臣の訪米の際にこの問題の解決のための正式の外交交渉が開始されたのであるが、その際愛知外務大臣はニクソン大統領、ロジャ

12 國務長官、レアード国防長官等の米國政府首腦に対して、戦後四半世紀を経た今日未だに沖縄の施政権が外國により行使されているのはきわめて不自然なことであり、一日も早く、遅くも一九七二年中にはこれを日本に返還して欲しいのが沖縄県民を含む日本國民全体の熱願であることを説明した。また施政権返還後の沖縄に残される米軍基地については、日本側は米側に対し、日米安保条約及びその関連取極が本土におけると同様に沖縄にもそのまま適用されるべきであり、また返還後の沖縄が本土と差別される結果となつてはならないことを主張した。殊に核兵器の問題については、唯一の原爆被爆國としてわが國には特殊の強い感情のあることを説明して、米側の十分な配慮を求めた。

これが沖縄返還交渉に際しての日本側の交渉の基本線であり、政府としてはその実現に全力を傾注する方針である。もちろん沖縄の返還に際しては安全保障上の考慮がきわめて重要であり、その見地から米側はきわめて慎重な立場を示しているので、今後の交渉は決して容易なものではないであろう。わが國としても現に沖縄にある米軍基地が戦争抑止力としてわが國及びわが國を含む極東の安全にとりきわめて重要な役割りを果していることにかんがみ、自主的な判断に立つてわが國の安全のためにそのような基地の機能を損なわないための十分な配慮を行なう考えである。

米側は本年十一月の私の訪米の際には沖縄返還問題の大綱について合意に達しうるようにならざるやうにそれまでの間に日米双方で英智を傾けて鋭

意交渉を進めたいとの立場から、七月末の日米貿易経済合同委員会の際のロジャーズ國務長官の来日、九月中旬の國連総会出席のための愛知外務大臣の訪米等の機会を含め、あらゆる機会に外交経路での積極的な交渉を行なう態勢を整えつつあり、六月二十六日のスナイダー沖繩問題担当公使の任命発表及びこのほど^りマイヤー新駐日大使の着任は、このような米側の積極的な姿勢を示すものといふことができる。スナイダー氏は本年一月ニクソン政権が発足して大統領府のアジア問題担当の補佐官となるまでは國務省において長年日本関係の仕事に従事してきた有能な外交官であり、このような秀れた人が特に沖繩問題を専門に担当する公使に任命されたことは、米國政府がいかに真剣に沖繩返還交渉に取り組んでいるかを示すものであ

り、歓迎すべきことである。

またこのほど着任したマイヤー大使は、一九一四年インディアナ州で生まれ、一九四五年に國務省入りをして、以来主として中近東諸国関係の仕事に従事してきた人で、最近まで駐イラン大使であったが、國務省でも数少ない優秀な人材であるとの定評があり、またニクソン大統領の個人的な知己でもあるとのことであるが、日米関係にとつてきわめて重要なこの時期に、このような立派な大使を迎えたことはまことに喜ばしいことである。